2020東京オリンピック・パラリンピック関連事業検討委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は2020東京オリンピック・パラリンピック関連事業検討委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものである。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)別表第1で定める事項を審議するものとし、その具体的な内容は次各号に掲げる事項とする。
- (1) 鳥取ジュニアアスリート候補生の選抜方法検討
- (2) 選手育成プログラムの検討
- (3) 上記プログラムの評価及び提案
- (4) その他鳥取ジュニアアスリート発掘事業等に関する事項の検討

(組織)

第3条 委員会は競技団体関係者及び学識経験を選出し、鳥取県知事が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は任命した年度の翌年度末とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任 期間とする。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、鳥取県地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課長が招集し、議長は 委員の互選により選出する。
- 2 委員会は、委員の2分1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、鳥取県地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課において処理する。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、鳥取県地域づくり推進 部スポーツ振興局スポーツ課長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年9月3日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年5月28日から施行する。